

## 予防接種、受け忘れていませんか？

予防接種は、その有効性や安全性、副反応等について理解し、本人または保護者が同意した場合に限り行われます。幌延町では、町民の健康を守り、経済的負担を軽減する目的で、各種予防接種の助成を行っています。予防接種に関するご相談は保健センターで受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。

### ○高齢者肺炎球菌（定期接種）

今年度、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方には、定期接種の案内と予診票をお送りしています。

肺炎球菌性感染症は、大人の肺炎の25～40%を占め、特に高齢の方は重篤になることが多いとされています。このワクチンで全ての肺炎が予防できるわけではありませんが、重症肺炎球菌感染症の約7割を予防できるとされています。

### ○带状疱疹（任意接種）

平成30年4月1日から、65歳以上の方で今まで带状疱疹に罹患したことがなく予防接種を受けたこともない方が、幌延町立診療所で予防接種を受ける場合に、自己負担額が1,000円になる助成を開始しました。

带状疱疹は、加齢や免疫力の低下により、水痘ウイルスが再活性化し、皮疹や痛みを起こすものです。神経痛などの後遺症が残る場合も多く、予防接種による発症防止、重症化予防が有効です。

### ○日本脳炎（定期接種）

平成28年4月から、北海道に住んでいる方にも日本脳炎定期予防接種を行うこととなりました。対象となる方全員に、案内と予診票をお送りしています。

標準的には、3歳で2回、4歳で1回、9～13歳で1回の計4回を接種します。また、全国的に積極的勧奨を控えていた時期があることから、平成19年4月1日以前に生まれた方は20歳の誕生日を迎えるまで無料で受けられる特例制度があります。進学等のため、幌延町立診療所での接種が難しい場合は償還払いが可能ですので、事前にご相談ください。



### ○おたふくかぜ（任意接種）

1歳から中学3年生までの方が幌延町立診療所で接種する場合は、全額を助成します。年長児や思春期以降の感染は、難聴や脳炎、髄膜炎などの合併症が起こる頻度が高くなるため、こども園や学校などの集団生活開始前に、接種することが望ましいとされています。

お問い合わせ先：保健センター 電話・告知端末機：5-1790

## 平成31年4月1日から 町立診療所の名称が変更になります

「幌延町立診療所」は「幌延町国民健康保険診療所」に、「幌延町立問寒別診療所」は「幌延町問寒別国民健康保険診療所」に、それぞれ名称が変更となり、診療所は国民健康保険直営となります。

このことにより、従来どおりの地域医療を確保するとともに、医療サービス向上の取り組みに対し、国からさまざまな助成が受けられるようになります。

**名称は変更になりますが、医療サービスの内容は従来と変わりありませんので、国民健康保険被保険者だけでなく、どなたでも診療所を利用できます。**

今後も安心できる医療サービスの提供に取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先：幌延町立診療所 電話・告知端末機：5-1221